

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当初は未納であったが、結婚して転居した後の昭和 50 年の夏ごろ、自宅に来た役場の女性職員に勧められ、5 年分を一括で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする昭和 50 年は、第 2 回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人の申立期間は、国民年金の強制加入期間である上、申立人は、申立期間以外の保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料の特例納付について、「妻から、『今日役場の人に来て、5 年分払ったよ。』と言われたことを覚えており、領収書も見た記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人が居住する村では、昭和 50 年当時、国民年金保険料の未納がある者の自宅を回って、納付勧奨を行っていた女性職員が存在したことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和30年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月10日から31年2月1日まで

昭和30年1月10日にA社に正社員として就職し、32年8月25日まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録は31年2月1日からとなっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚10人から事情聴取したところ、申立てに係るA社（現在は、B社）に昭和30年3月に入社した元同僚が、「入社した時、既に申立人は在籍していた」と証言するなど、事情を聴取した同僚全員が、申立期間当時、申立人が当該事業所に在籍していたことをうかがわせる証言をしている上、申立人が当該事業所退職後に作成した履歴書には、昭和30年1月に当該事業所に勤務したと記載されていることから、申立人が、29年12月末にC都道府県から帰郷し、知人の紹介により、30年1月10日に当該事業所に入社したとする主張は、矛盾が無く信憑性^{びょう}が高いものと認められる。

また、当該事業所が昭和28年12月1日に適用事業所になってからの社員の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を調査したところ、申立人以外の全員が、入社月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人だけ入社後すぐに資格取得させなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 31 年 2 月の社会保険事務所の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合は、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は昭和 31 年 2 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 1 月から 31 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から同年8月1日まで

A社C工場から同社B工場へ異動した際に、昭和32年6月1日に同社C牧場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同社B工場で資格を取得したことになるが、同年6月1日から同社B工場に在籍していた。厚生年金保険料の控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年6月1日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び昭和32年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和24年6月から同年10月までの標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年4月1日から同年11月1日まで

C専門学校の推薦でD社E工場に採用が決まり、昭和24年3月からF市にあるA社の倉庫で研修を受けた後、英語が話せることからA社B支店のG駐在員として配属され、H業を担当していた。その後、A社G支店に転勤し綿製品の国内販売を担当、退職するまで働いていたのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年11月1日となっていることは納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されているA社B支店の被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人は、同社において昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、ともに昭和24年6月1日と不自然な記録になっていることが確認できるところ、社会保険事務所は、「仮に事業主が厚生年金保険被保険者資格の取得取消を行った場合、取消者に確認の上、被保険者名簿や被保険者台帳に資格取消と表示すると思うが、当時の詳細な取扱いは不明であるし、なぜこのような処理をしたのかも不明である。」としており、当時の処理について詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明ができず、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失を誤って処理した

可能性があるとしていることから、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められる。

さらに、申立人の元同僚は、「申立人は本社での研修終了後、A社B支店のG駐在員として、同一建物内のA社G支店に異動するまで勤務していた。」と証言しており、当該証言の内容は、申立人の主張とも一致している上、申立期間の後に、当該証言を裏付ける申立人のA社G支店における厚生年金保険被保険者記録(昭和24年11月1日から25年3月24日までの期間)が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められる。

また、昭和24年6月から同年10月までの標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年4月1日から同年6月1日までの期間については、当該事業所では、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を既に廃棄しており、このほか、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月21日から同年11月1日まで

B社から企業グループ内のA社へ出向した際に、出向元のB社での資格喪失日が昭和51年10月21日、出向先のA社の資格取得日が同年11月1日となっており、社会保険事務所の厚生年金保険の記録では1か月間の空白期間がある状態となっている。企業グループ内の人事異動であり会社を辞めておらず、さらに、B社に問い合わせたところ赴任期間の取扱いにおいて、当時の担当者間での確認及び連絡ミス等の事務手続上の問題ではないかとの説明を受けていることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社内履歴簿、発令書の記録及びA社での元上司の「申立人がB社から出向により赴いた。」との証言より、申立人が申立期間についてB社及び同社グループ会社に継続して勤務し（昭和51年10月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年11月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A社の後継会社であるC社）は、厚生年金保険料を納付してい

たか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から8年6月まで

平成6年の夏ごろ、農協の年金相談で外国人でも国民年金に加入できると勧められたので、国民年金に加入し、さかのぼって5年分の国民年金保険料を2回に分けて納付するとともに、その後の保険料は1万3,300円を口座振替で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年の夏ごろに国民年金に加入した。当時の国民年金保険料月額が1万3,300円であった。」と主張しているが、この金額は、6年当時の保険料月額とは異なり、10年4月以降の保険料月額と一致する上、申立人は、10年8月及び同年9月に、さかのぼって納付できる限度である8年7月から10年3月までの保険料を2回に分けて過年度納付していることが確認できることから、申立人は、10年の夏ごろに行った国民年金の加入手続を6年の夏ごろに行ったと記憶違いをしているものと考えられ、このことは、申立人が所持する年金手帳の交付年月日が10年8月28日となっていることとも符合する。

また、申立人の普通預金元帳の記録を見ると、平成6年の夏ごろには、申立てのとおり納付を行った場合に必要な金額に相当する出金は無い一方、10年9月1日に、その時点で可能な限りの過年度納付を行った場合に必要な金額に相当する25万円の出金を確認できる上、申立人が国民年金保険料を口座振替で納付し始めたのは10年8月からであることも確認でき、このことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは10年8月ごろであると推認できる。

さらに、申立人は、「さかのぼって5年分の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、さかのぼって保険料を納付できるのは2年分までであり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される平成10年8月の時点において、申立期間の保険料については、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 43 年に自営業を始めた時から、63 年に自営業をやめるまで、会計事務所に会計処理全般を任せており、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付も併せて委託した。会計事務所へは委託料として月 2 万円を支払っており、この中から保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納又は免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について直接関与していない上、保険料納付を委託していたとする会計事務所の責任者は既に他界しているとともに、当該事務所は現存していないことから、保険料納付の実態が不明である。

また、申立人は、「会計事務所へは委託料として月 2 万円を支払っており、この中から国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているが、17 年にわたる申立期間における保険料月額は、当初の 200 円から最後は 7,100 円にまで上がっているにもかかわらず、その間一貫して月 2 万円の委託料で賄っていたとの申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人と会計事務所との契約は口約束であったため契約書等は存在しない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年12月まで
市役所から、「年金が納まっていない。」との連絡があったため、妻が市役所へ行き、市役所の職員に、「大金なので1回でなくても、3回でも4回でもよいので納めた方がよい。」と言われたので、頑張って3回で夫婦二人分をすべて妻が納めたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、「市役所の職員に勧められ、未納であった国民年金保険料を3回に分けて納付した。」と主張しているところ、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人夫婦が、申立期間直後の昭和52年1月から53年3月までの保険料を3回に分けて過年度納付していることが確認できることから、申立人夫婦は、同期間の納付を申立期間の納付と混同していることが考えられる。

また、申立人夫婦の上記3回の納付のうち、1回目の納付を行った時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により過年度納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、その納付方法等の記憶が無い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年12月まで
市役所から、「年金が納まっていない。」との連絡があったため、市役所へ行き、市役所の職員に、「大金なので1回でなくても、3回でも4回でもよいので納めた方がよい。」と言われたので、頑張って3回で夫婦二人分をすべて納めたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、「市役所の職員に勧められ、未納であった国民年金保険料を3回に分けて納付した。」と主張しているところ、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人夫婦が、申立期間直後の昭和52年1月から53年3月までの保険料を3回に分けて過年度納付していることが確認できることから、申立人夫婦は、同期間の納付を申立期間の納付と混同していることが考えられる。

また、申立人夫婦の上記3回の納付のうち、1回目の納付を行った時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により過年度納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等の記憶が無い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで
② 昭和 33 年 3 月 1 日から 35 年 4 月 28 日まで

A工場及びB社の厚生年金保険加入期間の記録は、脱退手当金支給済みとなっている。脱退手当金を請求したことは無く、退職後すぐに帰った郷里においてもお金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 4 月 28 日の前後 1 年以内に資格喪失した女性 10 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時は通算年金制度創設前であったことなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 8 月 29 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には同年 6 月 28 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 10 日から 42 年 4 月 20 日まで
申立期間のうち、2 週間ほど勤務した私の妻に厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、当時、重機オペレーターとしてA社で勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの関係資料は無く、具体的な証言も得られない。

また、当該複数の元同僚は、「当時、従業員が 10 人ほどいたが、厚生年金保険に加入していない人がいた。」「社長が、従業員の厚生年金保険を加入させたり、やめさせたりしていた。」などと証言しているところ、社会保険庁の記録によると、当時の当該事業所では、厚生年金保険の被保険者期間が1年に満たない者が多く、証言を得られた複数の元同僚についても、勤務期間と被保険者期間がほとんど一致していない状況が認められる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は無く、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 26 日から 46 年 1 月 21 日まで

昭和 45 年 3 月に A 社に入社し、46 年 1 月 21 日に B 社に入社するまで勤務していたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認できるものの、当時の複数の元同僚からは、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な証言が得られない。

また、申立期間当時、当該事業所の顧問であった社会保険労務士法人によると、「当時、A 社には、40 名から 50 名ほどの従業員がいたが、勤務時間や勤務形態が一律ではなく、朝だけ働く者などフルタイム勤務以外の者も多く、従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させてはいなかったと記憶している。」と説明している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 12 月 30 日から 46 年 1 月 21 日までの期間について、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後に被保険者資格を取得した者の厚生年金保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、当該事務所は、既に廃業しており、当時の関係書類（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は確認できず、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。